

大山崎町留守家庭児童会育成事業運営要綱

(目的)

第1条 大山崎町留守家庭児童会育成事業（児童福祉法第6条の3に該当する放課後児童健全育成事業を指す。以下「事業」という。）は、その保護者が共働きその他の事情により、保護育成を受けられない状態にある低学年児童を対象に、留守家庭児童会の集団生活の中で豊かな心身を養い、児童を健やかに育成することを目的とする。

(事業主体)

第2条 事業は、大山崎町教育委員会が行うものとする。

(運営協議会)

第3条 事業の円滑な運営及び効率化を図るため、大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会（以下「協議会」という。）を置くものとする。

2 協議会はその目的を達成するため、必要に応じて会議を開催する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町立小学校長
- (3) 留守家庭児童保護者組織代表
- (4) 行政関係職員
- (5) 社会教育指導員
- (6) 留守家庭児童会指導員（以下大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条に規定される支援員を指す。）
- (7) 町民による公募委員

4 協議会の運営は、別に定める「大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会運営要領」に基づいて行う。

(対象児童)

第4条 大山崎町内に住所を有する者で、小学校又は府立特別支援学校に在学する小学1年生から4年生までの児童（ただし、支援を必要とする児童にあっては小学1年生から6年生までの児童。以下「児童」という。）で次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 児童の保護者等が就労のため、日常家庭を留守にし、家庭保育ができない場合
- (2) 保護者が疾病・出産・天災等により、児童の家庭保育ができない場合は期間を定めて特別入会することができる。
- (3) 両親のいずれかが死亡・行方不明等により、同居の親族その他のものが、その児童保育にあたることができない場合

2 前項の規定にかかわらずその他保育が必要と認められる場合

(留守家庭児童会の名称及び設置場所)

第5条 留守家庭児童会の設置場所及び名称は、次のとおりとする。

大山崎小学校内 なかよしクラブ ともだちクラブ

第二大山崎小学校内 でっかいクラブ

(施設の管理・利用)

第6条 事業の用に供する施設は、教育委員会が管理する。

2 その他、学校教育・社会教育・児童福祉活動との連携を図りながらボランティア活動等の健全な育成のためにこれら施設を利用することができる。

(事業実施及び時間)

第7条 事業は日曜・祝日及び8月13日から17日まで、12月29日から1月4日まで、及び3月31日（3月31日が日曜に当たる場合はその前日）を除いて毎日行うものとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、振替または中止することができる。

2 実施時間は児童の下校時から午後6時までとし、土曜日については午前8時30分から午後6時までとする。但し日曜、祝日以外の学校休校日は午前8時30分から午後5時30分までとし、季節その他の条件により時間を変更して運営することができる。

(指導員)

第8条 指導員（以下大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条に規定される支援員又は補助員を指す。）は児童の育成指導に熱意を有するもので、教員、社会教育主事の免許を有するもの、または社会教育関係団体で指導者としての経験を有するもの、児童福祉法による保育士の資格を有するもの等児童の指導についての知識経験を有するものを教育委員会が任用する。

2 指導員は教育委員会の指導方針に基づき、適切な指導を行うとともに保護者等に対し当該児童の指導育成上必要な事項を常に連絡しその後の指導について理解を深めるよう努める。

(指導内容)

第9条 児童の指導内容については、文化活動・体育・レクリエーション活動・学習活動を通じて教育的配慮をもって生活指導に努める。

(入会手続き)

第10条 第4条に掲げた対象児童を持つ保護者のうち、児童の入会を希望する保護者は留守家庭児童会入会申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ第4条に該当することを証明する書類を添付し教育委員会に提出しなければならない。

2 入会決定の通知は、大山崎町留守家庭児童会入会決定通知書（様式第2号）を保護者に送付する。

(退会及び休会手続き)

第11条 入会中の児童が第4条に掲げた対象児童に該当しなくなったときは、退会しなければならない。

2 保護者の都合で退会させようとするとき、又は、引き続き1ヶ月以上休会させようとするときは、留守家庭児童会退会（休会）届け（様式第3号）を教育委員会に提出しな

ければならない。

3 教育委員会は、児童が前項に該当すると認めたときは、留守家庭児童会退会決定通知書（様式第4号）を保護者に通知する。

（保護者）

第12条 保護者は児童の育成と事業に対し責任感を持ち、当事業の発展に積極的に協力する。

（協力金）

第13条 保護者は別に定める基準に基づき算定された協力金及び児童に対する間食その他特別な事業を実施するに必要な経費を負担するものとする。

（備付諸台帳等）

第14条 事業の合理的な運営に資するため、次の諸台帳を備えておかなければならぬ。

(1) 児童台帳（様式第5号）

(2) 指導日誌（様式第6号）

(3) 出席簿（様式第7号）

(4) 経理関係帳簿

(5) 施設台帳

(6) 備品台帳

（その他）

第15条 この要綱に定めるものの他、実施につき必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

2 この要綱は公布の日から施行し、平成5年11月1日から適用する。

附 則

3 この要綱は公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

4 この要綱は公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

5 この要綱は公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

6 この要綱は公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

7 この要綱は公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。ただし、第5条の改正規定については、平成22年4月1日から適用する。

附 則

8 この要綱は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

9 この要綱は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。